第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

別表十七の二（二）付表二　記載要領

1　この表は、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の２（第４項を除く。）（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）又は第68条の89の３（連結超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかつこの中に記載すること。

2　「国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額　⑴」の欄は、各連結法人の受取利子等（租税特別措置法第68条の89の２第３項に規定する受取利子等をいう。次号において同じ。）の額のうち、国内関連者等（租税特別措置法施行令第39条の113の２第16項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）に規定する国内関連者等をいう。次号において同じ。）以外の者から受ける額を記載すること。

3　「各連結法人の連結事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額　⑽」の欄は、各連結法人の国内関連者等が、当該連結法人の連結事業年度と同一の期間内に受ける受取利子等の額のうち、租税特別措置法施行令第39条の113の２第16項に規定する非国内関連者等から受ける額を記載すること。